★　保育所入所申込に必要な書類等について（在園児①～④　新入児①～⑤）＋該当する方のみ添付書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①子どものための教育・保育認定申請書　兼　保育所等利用申込書 | 申込書の記入上の注意（裏面に記載）をよく読み、必要事項を記入して下さい。  ＊保護者の就労時間等によって、保育の必要量が「保育標準時間（１１時間保育）」または「保育短時間（８時間保育）」に区分されます。 | |
| 保育所等は、児童の保護者が仕事をしている、病気である、病人の看護をしている等の理由で乳幼児を  家庭で保育できない場合に、保護者に代わって日々保育する児童福祉施設です。  小学校入学準備のためや集団生活を体験させるため等の理由では入所の対象とはなりませんのでご注意  ください。下記のいずれかの事由に該当する場合に、保育所等への入所申し込みができます。 | | |
| ②保育を必要とする  事由を証する書類  （就労証明書・診断書等）  ◆保護者（父母等）の確認書類が必要です◆ | 就　　　労 | 就労証明書　＊所定の様式（令和７年度入所分から一部変更あり）があります |
| 妊娠・出産 | 妊娠証明書又は母子手帳（出生日または出産予定日が分かるもの）  ★保育期間は産前・産後各8週間です |
| 疾病・障害 | 申立書（所定の様式あり）と、下記のいずれかの書類  ・疾病の場合は、診断書  ・障害をお持ちの場合は、障害の内容が確認できる手帳の写し又は診断書等 |
| 介護・看護 | 申立書（所定の様式あり）と、介護や看護を必要とする世帯員の状態が分かる手帳や介護認定証の写し、診断書等 |
| 災害復旧 | 罹災証明書等 |
| 求職活動 | 求職活動申立書「就労証明書について」　＊所定の様式があります  　★保育期間は原則2ヶ月間です |
| 就　　　学 | 在学証明書と時間割(学校が発行したもの) |
| そ　の　他 | その他上記に該当しない場合は、事情を明記したもの ＊内容により別途確認書類をご提出いただく場合があります。事前にご相談ください。 |
| ③申告書兼調査書 | 正確に記入してください。 | |
| ④食物ｱﾚﾙｷﾞｰ調査票 | 正確に記入してください。 | |
| ⑤生活状況調査表 | 新入児のみ | |

注）育児休業明け(職場復帰)による新規入所は「就労」でご申請ください。

注）在園児に限り育児休業取得中でも継続入所が認められる場合がありますので事前にご相談ください。

★　その他以下に該当する方の添付書類

保育所利用料又は副食費が減免される場合がありますので、以下のいずれかをご提出ください。  
該当世帯であっても必要書類の提出のない場合は減免が適用されません。

|  |  |
| --- | --- |
| ひとり親世帯 | ・児童扶養手当証書または認定通知書  ・ひとり親家庭医療受給者証  ・遺族年金証書または振込通知書 |
| 在宅障害児(者)のいる世帯 | ・障害者手帳(身体・療育・精神)  ・特別児童扶養手当各種認定通知書  ・障害基礎年金証書または振込通知書 |

★　年度途中で修正申告等により税額が変わった場合には、保育所利用料や副食費の算定結果も変わることがありますので、必ずご連絡ください。

**◆事実と異なる申し出をされた場合、たとえ入所後でも入所を取り消します◆**